

貸付関係書類の押印の見直しについて

令和3年7月6日以後に申込みがあった貸付けから「借用証書」以外の押印は、申込人が自ら署名する場合は不要になります。

なお、新様式は7月6日に当組合のホームページに掲載しますので、ご使用の際は[こちら](#)からのダウンロードまたは共済事務担当課へお問い合わせください。

上記記事に関するお問い合わせは

総務課福祉係 ☎028-615-7805